

印  
紙

## 業務委託契約書

公益財団法人群馬県産業支援機構 理事長 向田忠正（以下、「甲」という。）と税理士法人 △△会計事務所 代表社員 □□□□（以下「乙」という。）とは、業務委託契約（以下「本契約」という）を次のとおり締結する。

## 第1条（総則）

乙は、甲に利用申請のあった株式会社〇〇製作所 代表取締役 〇〇太郎（以下「申請企業」という。）に対し、事業承継計画作成による企業経営の安定と発展に寄与するため、プッシュ型事業承継支援強化事業の個者支援業務を乙所属税理士 □□□□により行う。（以下、「委託業務」という。）

## 第2条（委託業務の内容）

- 1 乙は、委託業務遂行のため、必要に応じて事業所を訪問し、甲の経営者及び担当者と面談し、助言・指導に当たる。
- 2 乙は、本契約に従って委託業務を遂行するものとするが、かかる遂行において、本契約に基づく委託業務の範囲を超える業務を行う必要が生じた場合には、甲乙申請企業が別途協議のうえその取り扱いを定めるものとする。

## 第3条（報酬及び支払時期）

- 1 甲は乙に対して、委託業務の報酬（旅費を含む）として、次の金額を支払う。  
プッシュ型事業承継支援強化事業の個者支援業務に係る費用、1時間あたり10,000円（税込）、1日の上限額を50,000円（税込）とし、申請企業1社あたりの同事業に係る全体の支払額を150,000円（税込）以内とする。  
ただし、消費税10%適用後は、1時間当たり10,200円（税込）、1日の上限額を51,000円（税込）とし、申請企業1社あたりの同事業に係る全体の支払額を153,000円（税込）以内とする。
- 2 甲は乙から提出された「プッシュ型事業承継支援強化事業」費用支払申請書及び成果物、業務別請求明細書・従事時間確認表等を、事業承継コーディネーターが精査し支払いが適当と認めた場合は、費用支払申請書の提出日から30日以内に報酬を支払うものとする。

## 第4条（権利の帰属）

乙から甲及び申請企業に提出される報告書等に関する著作権その他の知的財産権は全て甲及び申請企業に帰属するものとし、第三者に対し同種のコンサルティングを実施する場合には、事前に甲及び申請企業から書面をもって承諾を得るものとする。

## 第5条（秘密保持義務）

乙は、委託業務の実施に関して知り得た申請企業の秘密を第三者に開示・漏洩しない

ものとし、本条の守秘義務は本契約の期間終了後も有効とする。

#### 第6条（成果の利用）

乙は、委託業務の成果（本文において以下、報告書等を含む。）を利用することができるものとするが、その場合は、事前に甲及び申請企業からの書面による同意を得るものとする。

#### 第7条（権利譲渡の禁止）

甲及び乙は、いかなる場合も本契約上の権利義務を第三者に譲渡し、移転し、または承継できないものとする。

#### 第8条（不可抗力）

乙の責に帰すことのできない原因、例えば、天変地変等の不可抗力により乙が委託業務の全部または一部を履行することができない場合には、甲乙別途協議によりその対応措置を決定するものとする。

#### 第9条（契約期間）

契約期間は、〇〇〇〇年〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇月〇〇日までとする。

#### 第10条（契約の解除）

甲及び乙は、相手方に帰すべき事由により相手方が本契約を履行しないときは、相当の期間を定めて相手方に書面による催促を行い、本契約を解除することができるものとする。

#### 第11条（信義則）

本契約の解釈上の疑義または本契約に記載のない事項については、甲乙それぞれ信義誠実の原則に従い協議のうえ解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

〇〇〇〇年 〇月〇〇日

甲： 群馬県前橋市亀里町884-1  
公益財団法人群馬県産業支援機構  
理事長 向田忠正 印

乙： 群馬県△△市△△町△△番地△  
税理士法人 △△会計事務所  
代表社員 □□□□ 印